## 福岡県性暴力対策会議 傍聴要領

## 1 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議会場入室後は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により妨害しないこと
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと
- (3) 座長及び専門委員会の委員長(以下、「委員長」という)の事前の許可なく、会議の状況を写真撮影、録画又は録音しないこと
- (4) 会場において、飲食、喫煙等をしないこと
- (5) 会場において、携帯電話を使用しないこと
- (6) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために 利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと
- (7) 座長、委員長及び事務局の指示に従い、その他会議の支障となる行為をしないこと

## 2 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者及び報道関係者は、会議を傍聴するにあたっては、座長、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
- (2) 傍聴者及び報道関係者が上記 1 の規定に違反し、座長及び委員長が退場を 命じたときは、退場しなければならない。